

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

1 変更理由

「農業経営基盤強化促進法」の一部改正（令和2年4月1日施行）に伴い、埼玉県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が改正された。

そのため、鶴ヶ島市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、改正を行うものである。

2 基本構想の主な変更点

（1）法改正に伴う農地利用集積円滑化事業に係る規定の削除

・農地の集積・集約化を支援する体制の一体化として、これまで各JA等が実施してきた農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことに伴い、市の基本構想から同事業に関する規定を削除。

（2）新規就農者の確保目標数の変更

（改正前）年間280人 → （改正後）年間330人

・埼玉県では、国の考え方に準じ、自立就農者については必要な基幹的農業従事者数の確保、就職就農者については農業経営体の常雇者数の維持を目標に、世代交代年数を加味して算出された。

（3）農用地の利用の集積に関する目標値の変更

（改正前）48%（令和5年度） → （改正後）50%（令和12年度）

・目標値（令和12年度に50%）は、農用地の利用の集積の主要な手法である農地中間管理事業が開始した平成26年度から令和元年度までのすう勢から設定された。

（4）農業生産法人の名称変更

（改正前）農業生産法人 → （改正後）農地所有適格法人

・平成28年4月1日に農地法が改正されたことにより、「農業生産法人」は「農地所有適格法人」に名称が変更となった。